

茨城県屋外広告物条例の一部を改正する条例

茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（県等の責務）

第3条の2 県は第1条の目的を達成するため、啓発、規制、誘導その他の必要な施策を実施するものとする。

2 広告主（自ら広告物を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者及び屋外広告業を営む者その他の者に委託し、又は依頼してこれらの行為を行わせる者をいう。）及び屋外広告業を営む者は、この条例に適合する広告物等を表示し、若しくは設置し、かつ、これらを適正に管理するとともに、前項の規定による施策に協力するよう努めるものとする。

3 広告物等を表示し、若しくは設置する土地若しくは工作物等の所有者、占有者その他当該土地若しくは工作物等について権原を有する者は、当該広告物がこの条例に適合するよう努めるものとする。

4 県民は、第1項の規定により県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第31条を次のように改める。

（罰則）

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条から第6条までの規定に違反して広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造した者

(2) 第10条の規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造した者

(3) 第16条第1項の規定に違反して広告物又は広告物を掲出する物件を除却しなかつた者

(4) 第19条第1項の規定による知事の命令に違反した者

(5) 第20条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(6) 第23条第1項の規定による届出をしないで屋外広告業を営んだ者

(7) 第23条第2項の規定による届出をしなかつた者

(8) 第23条第1項又は第2項の規定による届出について虚偽の届出をした者

(9) 第25条第2項の規定による知事の命令に違反した者

第32条及び第33条を削る。

第34条中「前3条」を「前条」に、「各本条」を「同条」に改め、同条を第32条とする。

付 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。